定により平成十九年度から平成二十一年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

(3) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十二年度において起こすことができることとされた地方債の額

(4) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）第五条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

(5) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十六年度から平成二十八年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

(6) 地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十九年度から令和元年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

(7) 地方交付税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により令和二年度から令和四年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

(8) 地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により令和五年度及び令和六年度において起こすことができることとされた地方債の額

総務大臣　林　芳正
財務大臣　片山さつき
内閣総理大臣　高市　早苗

政令

独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和七年十二月二十二日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第四百三十二号

独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第十二条第一項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援の事業に係る施設、同法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援の事業に係る施設又は同法第百十五条の四十五第一項第一号ニに規定する第一号介護予防支援事業に係る施設

第二条第十五号中「前条第六号」を「前条第七号」に改め、同号を同条第十六号とし、同条第十四号中「前条第五号」を「前条第六号」に改め、同号を同条第十五号とし、同条中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二　前条第五号に掲げる施設を設置し、又は経営する法人

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗

省令

○総務省財務省令第三号

令和七年度における地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令を廃止する省令を次のように定める。

令和七年十二月二十二日

総務大臣　林　芳正
財務大臣　片山さつき

令和七年度における地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令を廃止する省令

令和七年度における地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令（令和七年総務省財務省令第一号）は、廃止する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。